

議案第18号

加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について

加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、加西市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第2条 加西市長の選挙における候補者は、第5条に規定する額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により加西市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、加西市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第4条 加西市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

(審議資料)

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 142 条第 11 項の規定に基づき、市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担とするため、条例を新たに制定するもの。